

令和3年度千葉県公用車のエコカー導入方針

令和3年3月9日
環境生活部

1 趣旨

近年、地球温暖化対策の重要性が増しており、令和2年12月には、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう包括的な措置を講じる方針が打ち出されたところである。

県では、九都県市と連携した取組として、低燃費かつ低公害な自動車（エコカー）を公用車として導入推進してきたところであるが、国による自動車の電動化推進の方針を踏まえ、地球温暖化対策を重視した自動車の導入を一層推進するため、県の「環境配慮物品調達方針」の「自動車」に係る個別基準として、令和3年度の公用車のエコカー導入方針を以下のとおり定める。

2 対象

この方針の対象とする公用車は、乗用自動車、貨物自動車、重量車とする。
(特殊自動車（9、0ナンバー）及び2輪車を除く。)

3 判断の基準

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準及び「九都県市低公害車指定指針」に定める『低公害車』の基準を参考に、令和3年度の導入基準は**別紙1**のとおりとする。

4 留意事項

「3 判断の基準」と併せて、以下の事項についても留意すること。

- (1) 入札の仕様書の記載に当たっては、**別紙2「仕様書の記載例」**を参考とし、導入方針との整合を確認すること。
- (2) 「3 判断の基準」により難しい場合には、大気保全課と協議を行い、環境性能を比較し、より優れた車両を候補車両とする。
- (3) 特種用途自動車、改造自動車については、原則としてベースとなる自動車が「3 判断の基準」に該当する自動車とすること。
- (4) 県有施設等において、建替えや改修で太陽光発電設備等を設置する場合には、その電気を活用できる電気自動車等の導入を検討すること。

1 温室効果ガスの排出がない又は少ない、率先して導入することが望ましい自動車

- (1) 電気自動車
- (2) ハイブリッド自動車（以下2(1)～(3)の表の基準性能以上の自動車）
- (3) プラグインハイブリッド自動車
- (4) 燃料電池自動車
- (5) 水素自動車
- (6) 天然ガス自動車

2 ガソリン自動車、LPガス自動車^{※1}、ディーゼル自動車^{※2}

これらの自動車については、以下(1)～(3)の表の基準以上の自動車とする。

※1 LPガス自動車については、燃費基準の判断は除く。

※2 以下(1)(2)のディーゼル自動車の排出ガス基準については、それぞれの区分のガソリン自動車の排出ガス基準低減レベルと同等とする。

(1) 乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下の乗用自動車）

区分	排出ガス基準	燃費基準
乗用自動車 (乗車定員 10 人以下かつ 車両総重量 3.5 t 以下の 乗用車)	平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル 	2020 年度燃費基準 
小型バス (乗車定員 11 人以上かつ 車両総重量 3.5 t 以下の 乗用車)	平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル 	2020 年度燃費基準 

(2) 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車）

区分	排出ガス基準	燃費基準
<p>軽貨物車 (乗用車以外の 軽自動車)</p>	<p>平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル</p>  <p>又は</p> <p>平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル</p> 	<p>平成 27 年度燃費基準</p> 
<p>軽量車 (車両総重量 1.7 t 以下)</p>	<p>平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル</p> 	<p>2022 年度燃費基準</p> <hr/>
<p>中量車 (車両総重量 1.7 t 超 3.5 t 以下)</p>	<p>平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル</p>  <p>又は</p> <p>平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル</p> 	<p>平成 27 年度燃費基準</p> 

(3) 重量車（車両総重量 3.5 t 超の自動車）

以下の表の①～③のいずれかの排出ガス基準且つ燃費基準を満たす自動車

区分	パターン	排出ガス基準		燃費基準
		NO _x	PM	
重量車 (車両総重量 3.5 t 超の自動車)	①	平成 28 年基準排出ガス レベル 		平成 27 年度燃費基準 
	②	平成 21 年 基準 ^{※3} 排出 ガス 66 % 低減レベル	平成 21 年 基準 ^{※3} 排出 ガスレベル	平成 27 年度燃費基準 
	③	平成 21 年 基準 ^{※3} 排出 ガス 30 % 低減レベル	平成 21 年 基準 ^{※3} 排出 ガス 30 % 低減レベル	平成 27 年度燃費基準 

※3 平成 21 年基準（ポスト新長期規制）適合マーク



○自動車の導入（購入又はリース）に係る一般競争入札における
仕様書の「品名、規格・品番等」欄の記載例

1 温室効果ガスの排出がない又は少ない、率先して導入することが望ましい自動車の例

品名	規格・品番等
「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」 「燃料電池自動車」、「水素自動車」、「天然ガス自動車」	(環境性能に関する 特記事項なし)

※「ハイブリッド自動車」については、以下2(1)(2)と同様に、規格・品番等欄に区分に応じた排出ガス基準及び燃費基準を記載する。

2 ガソリン自動車、ディーゼル自動車の例

(1) 乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下の乗用自動車）

品名	規格・品番等
乗用自動車 ※ハイブリッド車含む	(1)ガソリン車 排出ガス基準：平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル 燃費基準：令和 2 年度（2020 年度）燃費基準
小型バス ※ハイブリッド車含む	(1)ガソリン車 排出ガス基準：平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル 燃費基準：令和 2 年度（2020 年度）燃費基準 (2)ディーゼル車 排出ガス基準：平成 30 年基準排出ガス 50%低減(ガソリン車基準)同等 レベル[NOx 0.025g/km, NMHC 0.05g/km, PM 微量] 燃費基準：令和 2 年度（2020 年度）燃費基準

(2) 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車）

品名	規格・品番等
軽量車 (車両総重量 1.7 t 以下) ※ハイブリッド車含む	(1)ガソリン車 排出ガス基準：平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル 燃費基準：令和 4 年度（2022 年度）燃費基準 (2)ディーゼル車 排出ガス基準：平成 30 年基準排出ガス 50%低減(ガソリン車基準)同等 レベル[NOx 0.025g/km, NMHC 0.05g/km, PM 微量] 燃費基準：令和 4 年度（2022 年度）燃費基準
軽貨物車 (乗用車以外の軽自動車) ※ハイブリッド車含む	(1)ガソリン車 排出ガス基準：平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル 燃費基準：平成 27 年度燃費基準 (2)ディーゼル車 排出ガス基準：平成 17 年基準排出ガス 75%低減(ガソリン車基準)同等 レベル [NOx 0.013g/km, NMHC 0.013g/km(WLTC モードの場合 0.025g/km), PM 0.005g/km] 燃費基準：平成 27 年度燃費基準

<p>中量車 (車両総重量 1.7 t ~ 3.5 t) ※ハイブリッ ド車含む</p>	<p>(1) ガソリン車 排出ガス基準：平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル 燃費基準：平成 27 年度燃費基準</p> <p>(2) ディーゼル車 排出ガス基準：平成 17 年基準排出ガス 75%低減(ガソリン車基準)同等 レベル [NOx 0.018g/km, NMHC 0.013g/km(WLTC モードの場合 0.025g/km), PM 0.007g/km] 燃費基準：平成 27 年度燃費基準</p>
--	---

(3) 重量車 (車両総重量 3.5 t 超の自動車)

品名	規格・品番等
<p>重量車 (車両総重量 3.5 t 超) ※ハイブリッ ド車含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス基準 (①~③のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ①平成 28 年基準排出ガス基準レベル ②平成 21 年基準排出ガス NOx66%低減 且つ平成 21 年基準排出ガス PM 基準レベル ③平成 21 年基準排出ガス 30%低減レベル ・ 燃費基準 平成 27 年度燃費基準